

議事 1 各務原市地域公共交通会議の役員選任

■役員を選任（設置規約第 6 条第 1 項、第 2 項）

構成員の互選により、下記役員を置く。

委員長 1 名

副委員長 1 名

監事 2 名

■役員の任期（設置規約第 6 条第 3 項）

7 月 1 日から 1 年間とし、再任を妨げない。

補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。